香取広域市町村圏事務組合消防本部の組織等に関する規則

平成18年 3 月 27 日 規則第15号

改正 平成18年10月25日規則第25号 平成20年3月21日規則第5号 平成25年3月29日規則第3号 平成31年3月8日規則第2号 令和2年3月2日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合消防本部(以下「本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

- 第2条 本部に次の課を置き、課に係を置く。
  - (1) 総務課 総務係、財務係
  - (2) 予防課 予防係、指導係
  - (3) 警防課 指揮隊、情報管理室、警防係、救急救助係、消防団係 (消防長及び次長)
- 第3条 本部に消防長及び次長を置く。
- 2 消防長は消防正監、次長は消防監をもって充てる。

(消防長)

- 第4条 消防長は、職務執行の長として本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- 2 次長は、消防長の職務を補佐し、消防長に事故があるときは、その職務を代理 するものとし、消防長及び次長ともに事故があるときは、総務課長がその職務を 代理する。

(職制等)

- 第5条 第2条の課に課長を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、課に副参事、室長、主幹、副主幹、係長、主査その他必要な職を置くことができる。
- 3 前2項に規定する職には、消防吏員又は事務吏員をもって充てる。

4 第1項及び第2項に規定する職に当たる消防吏員は、課長の職には消防監又は 消防司令長、副参事及び室長の職には消防司令長、主幹の職には消防司令長又は 消防司令、副主幹の職には消防司令、係長の職には消防司令補、主査の職には消 防司令補、消防士長又は消防副士長、その他の職員の職には消防司令補、消防士 長、消防副士長又は消防士の階級にある消防吏員とする。

(職務)

- 第6条 課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 副参事、室長、主幹、副主幹、係長、主査は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、当該所掌事務を担当する職員を指揮監督する。

(事務分掌)

- 第7条 第2条に規定する隊、室、係の事務分掌は、別表のとおりとする。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

- この規則は、平成18年3月27日から施行する。 附 則 (平成18年10月25日規則第25号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第5号)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。附 則(平成25年3月29日規則第3号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月8日規則第2号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月2日規則第2号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 (第7条)

総務課	総務係	<ul> <li>1 儀式、行事及び会議に関する事項</li> <li>2 公印の保管に関する事項</li> <li>3 文書の収受発送及び整理保存に関する事項</li> <li>4 条例、規則等の制定改廃に関する事項</li> <li>5 給与及び諸手当、旅費等に関する事項</li> <li>6 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関する事項</li> </ul>
		<ul><li>3 文書の収受発送及び整理保存に関する事項</li><li>4 条例、規則等の制定改廃に関する事項</li><li>5 給与及び諸手当、旅費等に関する事項</li><li>6 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関</li></ul>
		<ul><li>4 条例、規則等の制定改廃に関する事項</li><li>5 給与及び諸手当、旅費等に関する事項</li><li>6 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関</li></ul>
		5 給与及び諸手当、旅費等に関する事項 6 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関
		6 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関
		- する事項
		/ v # · A
		7 消防職員の研修及び監察、教養に関する事項
		8 消防職員の任免、分限、懲戒及び服務その他人事
1		に関する事項
		9 消防職員のほう償及び表彰に関する事項
		10 消防職員の公務災害補償に関する事項
		11 消防職員の衛生管理、福利厚生に関する事項
		12 消防職員委員会に関する事項
L		13 その他、他の係に属さない事項に関する事項
	財務係	1 消防予算に関する事項
		2 消防の財産に関する事項
		3 消防組合の財政計画の策定、公表に関する事項
		4 貸与品その他備品の需要計画及び管理に関する事
		項
		5 借入金及び補助金に関する事項
		6 その他財務に関する事項
予防課	予防係	1 水火災予防に関する事項
		2 水火災の警報に関する事項
		3 危険物の規制に関する事項
		4 危険物製造所等の災害予防に関する事項
		5 危険物製造所等の許認可に関する事項
		6 液化石油ガス等の貯蔵又は取扱いに係わる意見書
		の交付に関する事項
		7 火災予防条例に基づく各種届出に関する事項
		8 火災統計に関する事項
		9 火災の原因、損害調査に関する事項
		10 罹災証明に関する事項
		11 危険物安全協会の指導育成及び事務に関する事項
		12 その他予防に関する事項
	指導係	1 防火思想の普及啓発に関する事項
		2 建築物の確認、許認可申請等の同意に関する事項
		3 消防用設備等の設置及び指導に関する事項
		4 防火対象物の立入検査及び防火管理に関する事項
		5 違反建築物の指導に関する事項
		6 旅館、ホテル等に係わる意見書の交付に関する事
		項
		→7 防炎表示認定申請に係わる意見書の交付に関する
		7 防炎表示認定申請に係わる意見書の交付に関する 事項 8 防火対象物点検報告特例認定に関する事項

警防課	指揮隊	1 警防技術の研究に関する事項
音的味	1日1年1分	2 災害現場の指揮、支援、安全管理等に関する事項
		3 職員の現場活動訓練に関する事項
		4 災害現場の観察及び効果並びに評定に関する事項
		5 消防隊等の運用計画に関する事項
		6 消防通信の運用及び消防部隊の統制に関する事項
	情報管理室	1 火災、救急その他災害の出動及び出動計画に関す
		る事項
		2 消防通信の技術指導に関する事項
		3 火災警報及び気象情報等の伝達、収集に関する事
		項
		4 災害状況の速報及び関係機関への報告並びに連絡
		に関する事項
		5 災害通信記録及び気象観測に関する事項
		6 防災行政無線に関する事項
		7 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務
		協議会に関する事項
		8 その他通信に関する事項
	 警防係	1 警防計画及び消防演習等の企画立案に関する事項
		2 消防水利、施設等の設置及び整備保全に関する事
		項
		^
		する事項
		4 消防特別警戒等の企画立案に関する事項
		5 消防機械器具、施設の整備計画に関する事項
		6 消防車両の事故処理に関する事項
		7 安全運転管理者に関する事項
		8 宅地開発事業に基づく消防施設等に関する事項
		9 消防相互応援協定に関する事項
		3
		10   人衆侯炎音、仏域応援、文援計画に関する事項
	₩ Ħ ₩ Ⅲ <i>ぼ</i>	
	救急救助係	1 救急業務の企画調整及び救急技術の研究指導に関
		する事項
		2 救急医療機関との連絡調整に関する事項
		3 救急車搬送証明に関する事項
		4 救急及び救助活動の統計に関する事項
		5 救急及び救助装備、資機材の拡充、整備計画に関
		する事項
		6 救急・救助隊員の養成等に関する事項
		7 ドクターヘリコプター運用に関する事項
		8 応急手当の普及、啓発活動の推進に関する事項
	200.001	9 その他救急、救助に関する事項
	消防団係	1 消防団員の報酬、費用弁償及び被服貸与に関する
		事項
		2 消防団員の定員、任免、服務等に関する事項
		3 消防団員の名簿、福利厚生に関する事項
		•

- 4 消防団員等の公務災害補償に関する事項
- 5 消防団の施設、装備等に関する事項
- 6 消防団の組織、事業、訓練等企画運営に関する事 項
- 7 消防団員のほう償及び表彰に関する事項
- 8 その他消防団に関する事項